

令和3年11月22日

野木町農業委員会第17回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第17回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年11月22日（月）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 - 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について
 - 議案第5号 野木町農地移動適正化あっせん基準の見直し（案）について
 - 議案第6号 農地利用集積計画の策定について
 - 追加議案第1号 農業競争力強化農地整備事業中谷地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について

「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午前10時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。

（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号1番 鈴木誠委員、2番 柿沼誠委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。

議事に入る前に追加議案第1号 農業競争力強化農地整備事業中谷地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画について本日の議案に加えてよいか諮るため、事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案第1号 農業競争力強化農地整備事業中谷地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画について説明。

議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）

質疑がないため、追加議案として加えることに賛成の委員の挙手を求めた。

（全員挙手）

全員賛成と認め決定することを告げた。

議事に入る旨を告げ、当事者である1番委員の退席を求めた。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号52について説明。

受付番号52

南赤塚 1筆 1,973㎡ 登記簿・現況ともに田

譲渡人 A氏

譲受人 B氏

権利の設定 使用貸借権

事由の概要 農業経営規模拡大のため

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

4番委員 11月11日、2番委員、地元担当の5番委員、B氏立会のもと現地調査を行った。

A氏は農業経営を行っていないが申請地を相続にて取得したため、以前より保全管理を依頼していたB氏に耕作していただけることとなったため、本申請にいたった。

なお、B氏は主に米麦作付けしている農家であり、申請地は麦を作付け予定であり、許可にあたっては何ら問題ないと思われるので、ご審議願います。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第1号 受付番号52について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げ、1番委員の入室を認めた。
次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号 受付番号55について説明

受付番号55

南赤塚 2筆 計495㎡ 登記・現況ともに畑

譲渡人 C氏

譲受人 D、E氏

権利の設定 使用貸借権

事由の概要 住宅敷地

議 長 南赤塚担当調査員の報告を求めた。

6 番委員 11月11日、2番委員、地元担当の1番委員と代理人立会のもと現地調査を行った。

現在D、E氏は、実家であるC氏宅に8人で生活しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、自己住宅の建設を検討していた。

そして、子育ての支援や両親の老後のことも考え、実家周辺で建設地を探していたが、なかなか見つからずC氏に相談したところ本申請地の貸借の合意を得られたため本申請にいたった。

許可にあたっては何ら問題ないと思われるので、ご審議願います。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号55について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第3号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 非農地証明願について説明。

受付番号54

野 渡 1筆 820㎡ 登記簿 畑・現況 宅地

願出人 F 氏

事由の概要 平成9年頃より農家住宅敷地として一体的に利用していたため。

議 長 野渡地区調査員の報告を求めた。

3 番委員 11月16日、8番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人立会いのもと現地調査を行った。
平成9年頃より農家住宅敷地として、一体利用されていたため、本願出にいたった。
許可にあたっては何ら問題ないと思われるので、ご審議願います。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第3号 受付番号54について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について事務局の説明を求めた。

事務局

議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について説明

本年の農地利用調査により、再生利用が困難な農地として判断いただいた土地について、再度、農業委員及び推進委員の6名の方に現地調査をしていただきました。その結果、45筆の農地について非農地判断をするにあたって総会での議決が必要となりますので、慎重審議願います。

(1件目)

野 木 6 1 1 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 G 氏
農振区分 農用地区域

(2件目)

野 木 5 7 6 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 H 氏
農振区分 農用地区域

(3件目)

野 木 7 6 5 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 I 氏
農振区分 農用地区域

(4件目)

野 木 6 0 1 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 I 氏
農振区分 農用地区域

(5件目)

野 木 1 8 8 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 J 氏
農振区分 農用地区域

(6件目)

野 木 1 8 6 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 K 氏
農振区分 農用地区域

(7件目)

野 木 1, 6 6 9 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 L 氏
農振区分 農用地区域

(8件目)

野 木 1, 1 5 7 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 M 氏
農振区分 農用地区域

(9件目)

野 木 8 4 9 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 M 氏
農振区分 農用地区域

(10件目)

野 木 6 2 7 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 N 氏
農振区分 農用地区域

(11件目)

野 木 5 1 9 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 O 氏
農振区分 農用地区域

(12件目)

野 木 1, 3 2 5 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 O 氏
農振区分 農用地区域

(13件目)

野 木 3 1 7 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 O 氏
農振区分 農用地区域

(14件目)

野木 1, 395 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 P 氏
農振区分 農用地区域

(15件目)

野渡 249 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 Q 氏
農振区分 農用地区域

(16件目)

野渡 232 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 R 氏
農振区分 農用地区域

(17件目)

野渡 760 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 S 氏
農振区分 農用地区域

(18件目)

野渡 910 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 T 氏
農振区分 農用地区域

(19件目)

野渡 521 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 U 氏
農振区分 農用地区域

(20件目)

野渡 2, 492 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 V 氏
農振区分 農用地区域

(2 1 件目)

野 渡 1, 2 1 3 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 V 氏
農振区分 農用地区域

(2 2 件目)

野 渡 4 3 5 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 W 氏
農振区分 農用地区域

(2 3 件目)

野 渡 2 9 7 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 X 氏
農振区分 農用地区域

(2 4 件目)

野 渡 2 2 1 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 Y 氏
農振区分 農用地区域

(2 5 件目)

潤 島 2 3 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 Z 氏
農振区分 白 地

(2 6 件目)

潤 島 4 3 8 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 Z 氏
農振区分 白 地

(2 7 件目)

潤 島 1 4 8 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 Z 氏
農振区分 白 地

(28件目)

潤島 727 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 Z 氏
農振区分 白地

(29件目)

潤島 396 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 Z 氏
農振区分 白地

(30件目)

佐川野 259 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(31件目)

佐川野 1,047 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(32件目)

佐川野 449 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(33件目)

佐川野 765 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(34件目)

佐川野 379 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(35件目)

佐川野 218 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(36件目)

佐川野 310 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(37件目)

佐川野 628 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AA 氏
農振区分 農用地区域

(38件目)

佐川野 3,410 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 AB 氏
農振区分 白地

(39件目)

佐川野 624 m² 登記簿 田・現況 原野
所有者 AB 氏
農振区分 白地

(40件目)

佐川野 218 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 AB 氏
農振区分 白地

(41件目)

佐川野 161 m² 登記簿 畑・現況 原野
所有者 AB 氏
農振区分 白地

(42件目)

佐川野 598㎡ 登記簿 田・現況 原野
所有者 AB氏
農振区分 農用地区域

(43件目)

川田 308㎡ 登記簿 田・現況 山林
所有者 AC氏
農振区分 農用地区域

(44件目)

川田 238㎡ 登記簿 田・現況 山林
所有者 AC氏
農振区分 農用地区域

(45件目)

川田 132㎡ 登記簿 田・現況 山林
所有者 AD氏
農振区分 農用地区域

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
担当調査委員の報告を求めた。

2番委員 10月20日、9番委員、5番委員、6番委員、地元推進委員2名と事務局にて現地調査を行いました。
議案書に上がっている45筆の農地については、少なくとも数年以上耕作放棄されている土地であります。
野渡の一部や川田地区の土地は既に山林の様を呈している状況であり、その他の土地には葦や葛が繁茂して原野化しており、到底農業上の利用を図ることが見込まれないような状況である。
特にJR宇都宮線東側の野木字卯ノ木地区、野木町煉瓦窯東側の野渡字御櫛内地区、古河市との境界に近い佐川野字南テビソイ地区については、荒廃が著しくまさしく原野状態でありましたので、ご審議願います。

議長 質疑はないか諮った。

9 番委員 非農地判断された土地は今後どのようなになるのか。

事務局 非農地判断後は、所有者および町税務課・法務局に通知を送付します。
その後、通知をもとに所有者が法務局にて地目変更登記を行うのが一般的
であります。ですが、農地として利用可能な状態に復元された際には、農
地法適用の農地として再度農地台帳に登録することは可能であります。
なお、今回の現況地目については事前に法務局と協議の上判断しており
ます。
また、税金に関しては町税務課の方で判断されますので、よろしくお願
い
します。

議長 他に質疑はないか諮った。

7 番委員 非農地判断された土地の売買や転用はどのようなになるのか。

事務局 非農地判断された土地は、農地法が適用されないため農地法上の手続きは
必要ありません。しかし、非農地判断された土地であっても農振法の適
用は継続されると聞いておりますので、他法令に関しましては確認いただく
必要があると思われま

議長 他にないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について非農地と
して意見決定することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め非農地と意見決定することを告げた。
次に、議案第5号 野木町農地移動適正化あっせん基準の見直し(案)に
ついて事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 野木町農地移動適正化あっせん基準の見直し(案)について説明。

農地移動適正化あっせん基準については、国の規定に基づき5年ごとに行
う「農林業センサス」の結果および、「野木町農業振興整備計画」にそって
運用することとなっています。それに伴い「2020年農林業センサス」
の結果が6月に公表され、「野木町農業振興整備計画」の見直しが1月に行
われたため、野木町農地移動適正化あっせん基準を見直すものです。
主な変更点として①基準飼養・②基準面積の2点であります。

① 基準飼養の変更点

【変更前】

養豚経営：(年間) 母豚80頭、肉豚1,600頭

酪農経営：(年間) 乳牛50頭

養鶏経営：(年間) 採卵鶏1,600羽、ブロイラー30,000羽

【変更後(案)】

~~養豚経営：(年間) 母豚80頭、肉豚1,600頭~~ 【削除】

酪農経営：(年間) 成牛50頭、育成牛15頭、飼料作物4ヘクタール 【変更】

~~養鶏経営：(年間) 採卵鶏1,600羽、ブロイラー30,000羽~~ 【削除】

② 基準面積の変更

基準面積については、2020年農林業センサスの結果をもとに、国より示された算出方法にそって定めることとされています。

【変更前】

平成28年12月1日適用基準面積：153a

【変更後(案)】

令和3年12月1日適用基準面積：154a 【変更】

なお、本基準の見直しの適用は令和3年12月1日からとします。

議長 質疑はないか諮った。

5番委員 算出方法について説明願います。

事務局 基準面積の算出方法としましては、平均経営面積×1.05(国指定値)と国より示されており、平均経営面積については経営耕地面積÷総農家数となっております。なお、経営耕地面積および総農家数は2020農林業センサスの結果数値となっております。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第5号 野木町農地移動適正化あっせん基準の見直し(案)について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全委員挙手) 全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、議案第6号 農地利用集積計画の策定について、事務局の説明を求めた。

整理番号3-37

更新 佐川野 1筆 3,074㎡ 現況 田
設定する者 AE氏
設定を受ける者 AF氏
期間 令和3年12月1日から令和6年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり8,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-38

新規 友沼 1筆 2,491㎡ 現況 田
設定する者 AG氏
設定を受ける者 AH氏
期間 令和3年12月1日から令和13年10月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 米4.5俵
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-39

新規 友沼 1筆 2,018㎡ 現況 田
設定する者 AG氏
設定を受ける者 AI氏
期間 令和3年12月1日から令和13年10月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 24,900円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-40

新規 川田 1筆 1,664㎡ 現況 田
設定する者 AJ氏
設定を受ける者 AK氏
期間 令和3年12月1日から令和13年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 5,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-41

新規 友 沼 1筆 717㎡ 現況 田
設定する者 AL 氏
設定を受ける者 AM 氏
期間 令和3年12月1日から令和13年10月31日
利用権の種類 賃借権
借 賃 10aあたり10,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-42

更新 潤 島 2筆 776㎡ 現況 田
設定する者 AN 氏
設定を受ける者 AO 氏
期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日
利用権の種類 賃借権
借 賃 10aあたり米30kg
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-43

更新 潤 島 2筆 計288㎡ 現況 田
設定する者 AP 氏
設定を受ける者 AO 氏
期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日
利用権の種類 使用賃借権

整理番号 3-44

新規 友 沼 3筆 計7,109㎡ 現況 田
設定する者 AQ 氏
設定を受ける者 AR 氏
期間 令和3年12月1日から令和13年11月30日
利用権の種類 賃借権
借 賃 10aあたり5,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-45

新規丸林 2筆 3,508㎡ 現況 田
設定する者 AS 氏
設定を受ける者 AT 氏
期間 令和3年12月1日から令和9年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 30,000円
借賃の支払時期 毎年9月末日までに支払い

整理番号 3-46

新規南赤塚 3筆 計2,679㎡ 現況 田および畑
設定する者 AU 氏
設定を受ける者 AV 氏
期間 令和3年12月1日から令和13年12月31日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号 3-47

新規南赤塚 15筆 計15,007㎡ 現況 田
設定する者 AW 氏
設定を受ける者 AV 氏
期間 令和3年12月1日から令和13年12月31日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号 3-48

新規南赤塚 3筆 2,679㎡ 現況 田および畑
設定する者 AV 氏
設定を受ける者 B 氏
期間 令和3年12月1日から令和13年12月31日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号 3-49

新規南赤塚 15筆 計15,007㎡ 現況 田
設定する者 AV 氏
設定を受ける者 B 氏
期間 令和3年12月1日から令和13年12月31日
利用権の種類 使用貸借権

整理番号 3-50

更新野木 4筆 4,479㎡ 現況 田
設定する者 AX 氏
設定を受ける者 AY 氏
期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり玄米30kg
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号 3-51

更新野木 4筆 計4,196㎡ 現況 田
設定する者 AZ 氏
設定を受ける者 AY 氏
期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり玄米30kg
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第6号 農地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、追加議案第1号 農業競争力強化農地整備事業中谷地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画について産業課職員の説明を求めます。

産業課職員 追加議案第1号 農業競争力強化農地整備事業中谷地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画について説明。

経営体育成促進事業は、農業競争力強化農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的とし、同計画を定め、実施するものです。

議長 質疑がないか諮った。

9 番委員 経営体数が減るが、1 経営体あたりの経営面積が増えるということなのか。

産業課職員 1 経営体あたりの経営面積は増え、経営体としても中谷集落営農組合員には認定農業者になっていただく計画となっております。なお、あくまで事業完了時の計画目標としておりますので、完了前に達成しても問題ありません。

議長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全委員挙手) 全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号 1 8 4
南赤塚 1 2 筆 計 6, 1 1 4 m² 登記簿・現況ともに田および畑
権利を取得した者 B A 氏
取得した権利 所有権

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号 5 3
友 沼 1 筆 1 8 4 m² 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 B B 氏
譲受人 B C 氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理報告について、事務局

の説明を求めた。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号183

友 沼 1筆 717m² 現況 田

賃貸人 BD 氏

賃借人 AG 氏

解約理由 賃借人の都合による

合意解約日 令和3年10月7日

受付番号206

友 沼 8筆 8,953m² 現況 田および畑

賃貸人 BE 氏

賃借人 BF 氏

解約理由 賃借人の都合による

合意解約日 令和3年11月1日

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第6号、追加議案1号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。

次にその他について、事務局に諮った。(別になしの声あり)

他にあるか諮った。(別になしの声あり)

以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時30分)